



# 用語説明

## ※1 「都市計画法第18条の2」

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## ※2 「D I D（人口集中地区）」

Densely Inhabited District（人口集中地区）の略語。国勢調査の基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域をいう。人口集積の目安となっている。

## ※3 「都市経営コスト」

公共施設や行政サービスのうち、保育所、幼稚園、小学校、中学校、給食センター、公民館、道路橋梁（街路含む）、公園、下水道、上水道、ごみ収集、消防署、公共交通（バス）の維持・実施に係る年間経常経費と更新費（本計画では、国土交通省都市・地域整備局都市計画課から提供された「都市経営コスト算出のための標準試算モデル（素案）」を用いて試算。）

## ※4 「パーソントリップ調査」

一定の調査対象地域内において「人の動き」（パーソントリップ）を調べる調査で、

交通に関する実態調査としては最も基本的な調査の一つとなっている。この調査を行うことによって、交通行動の起点（出発地：Origin）、終点（到着地：Destination）、目的、利用手段、行動時間帯など1日の詳細な交通データ（トリップデータ）を得ることができ、地域全体の交通量を数量的に扱うだけでなく、乗り換えを含めた交通手段の分担等の検討とともに、複雑で多様な交通実態を把握・予測し、円滑な都市機能を確保するための検討を行うことができる。

なお、秋田都市圏独自の調査として、車の1日の動きを調べる調査対象世帯における5歳以上の人を対象に、平成17年に簡易パーソントリップ調査を実施している。

## ※5 「中心市街地」

平成20年7月に内閣総理大臣に認定された「秋田市中心市街地活性化基本計画」において設定した、秋田駅周辺から通町までの区域（約119ha）。

## ※6 「エリアマネジメント」

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組と定義している。具体的には、住宅地の場合、建築協定を活用した良好な街並み景観の形成・維持、広場や集会所等を共有する方々による管理組合の組織、管理行為を手掛りとした良好なコミュニティづくりなどが、業務・商業地の場合、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開などが挙げられる。（出典：国土交通省HP「エリアマネジメントのすすめ」）

## ※7 「グループホーム」

病気などで生活が困難な方が少人数で、一般の住宅で専門スタッフ等の援助を受けながら生活する介護の形態。

## ※8 「エイジフレンドリーシティ」

高齢者が住み慣れた地域の中で元気に生き生きと生活し、知識や経験を生かして社会参加することができるような、高齢者にやさしい環境づくり。

「高齢者にやさしい都市」という意味で、WHO（世界保健機関）のプロジェクトにおいて提唱された。

※9 「低炭素社会」

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

※10 「都市計画法第 34 条第 10 号」

市街化調整区域における開発許可基準。

市街化調整区域において、地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内で、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第 1 種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為については、無秩序・無計画な土地利用が進展するおそれがないことから許容するもの。

※11 「都市計画法第 34 条第 11 号」

市街化調整区域における開発許可基準。

市街化区域に隣接又は近接し、一体的な日常生活圏を構成している市街化の進行した一定の区域（概ね 50 以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域）を条例で指定し、周辺環境と調和する用途の建築物の建築等については許容するもの。

※12 「五地域区分」

都道府県が策定する土地利用基本計画において区分される、都市計画区域に相当する「都市地域」、農業振興地域に相当する「農業地域」、国有林、地域森林計画対象民有林に相当する「森林地域」、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に相当する「自然公園地域」、原生自然環境保全区域、自然環境保全区域、都道府県条例の自然環境保全地域に相当する「自然保全地域」の 5 つの地域。

※13 「逆線引き」

市街化区域の計画的整備を図るため、農地等の未利用地が多く残り、計画的市街地整備の見通しが明確でない区域を市街化調整区域に編入する方法。

※14 「CSR」

企業の社会的責任・貢献。

※15 「特別用途地区」

都市計画法に定める「地域地区」のひとつで、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。

※16 「シーアンドレール構想」

秋田港をゲートウェイとする国際海上コンテナ貨物のシーアンドレール輸送体系を構築し、秋田港を、日本と対岸諸国および欧州諸国を結ぶ環日本海交流の一大拠点とする構想のこと。本構想では、国内の鉄道その他、経済発展の著しいロシアのシベリア鉄道の利用も視野に入れており、ロシア航路の開設を目指している。

※17 「グリーンツーリズム」

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※18 「パークアンドライド」

最寄り駅まで自動車アクセスし駅に近接した駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、勤務先まで通勤する方法。

※19 「ライドアンドライド」

鉄道・バス相互の乗り継ぎ。

※20 「TDM」

交通需要マネジメント。

自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促し、発生交通量の抑制や集中の平準化など交通需要の調整を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組をいう。

※21 「バス優先信号システム（PTPS）」

バスレーンなどのような交通規制施策と、交通信号機など交通インフラを制御するシステムをあわせ、バス等の定時運行を確保するとともに利用を促進して、道路の利用効率を向上させる施策。

#### ※22 「ICカード」

キャッシュカード大のプラスチック製カードに極めて薄い半導体集積回路(IC チップ)を埋め込み、情報を記録できるようにしたカード。電子マネーやテレホンカードなどに応用されている。

#### ※23 「モビリティマネジメント」

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組(例えば、過度な自動車利用から公共交通(電車やバスなど)自転車等を適切に利用する方向)。

#### ※24 「タウンビークル」

中央街区内を循環する乗り降り自由のマイクロバス。高齢者を始めとした多くの市民が中心市街地を訪れ、街歩きを楽しめるよう実施するもの。

#### ※25 「シームレス化」

シームレスとは「継ぎ目のない」を意味する。交通のシームレス化は、複数の交通手段の接続性を改良することを指す。

#### ※26 「市民緑地制度」

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度で(都市緑地法第55条)、これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。

市民緑地契約を締結することで、土地所有者にとっても、管理の負担軽減や優遇税制などのメリットがある。

#### ※27 「PFI」

Private Finance Initiative の略語。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

#### ※28 「ビオトープ」

環境共生の理念のもとで保全・復元された野生生物の生息空間。

#### ※29 「環境アセスメント」

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。

#### ※30 「ユニバーサルデザイン」

改造または特殊化された設計の必要なしで、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。

#### ※31 「地域森林計画対象民有林」

森林・林業基本法第11条に基づく森林・林業基本計画に基づいて国が定める「全国森林計画」に即し、知事が5年ごとに10年を一期として、対象とする民有林の森林の区域、森林の整備の目標などについて定める計画を「地域森林計画」といい、その計画対象となる民有林をいう。